### 會學濟經學大國帝都京

## 叢論濟經

號 五 第

卷六十第

行碳日一月五年二十正大

簡易平均法に就いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	世末期に於る村落の結合を論ず・・戸烈公の穀物政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はの新文正を論ず・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	_	
岡 河	牧本 山 /   野庄 本 /	10)
崎 田	野 庄 本 戶   信 榮 美 %	
文 嗣	之治 越	
規郎		郎治郎恭馬雄

論 叢

## 續 稅 の 經濟政策觀

相

神 Ħ

E

雄

緒言(本研究の目的)

第1段 利生活歴迫の可能で勤勉節約抑制の可能い非難ろ辯護口資本國外驅逐の可能ご相續税の長所(1努力不抑制・1) 營業不干渉) 相續税の經濟上の長短こ其辯難(一相續税の短所と其辯難人財産元本侵蝕の可能い非難ろ辯護じ營利資本縮小短で、

を辯護1 社會政策上2 給付能力上3 家族制度上4 課稅技術上)

和癥稅の構造に於ける經濟政策上の考慮()其消極的考慮二其積極的考慮人特種課稅方法B其重要;其長所ろ其短所

結論(全文要旨)

第二段

緒

言

財産税が古き時代の産物であつて、而かも今の新しき時代に適切なる稅でもある。私は色々の

見地から我國の實際にも之が採用を勸むる所であるが、實際界は容易に之を受入れず、其望みの 論

授 相續税の經濟政策期

第十六卷 (第五號

1) 中国是

第十六卷

代の要求に適は 甚だ少きを見るに於いて、私は今は既存稅の中について相續稅を取 に考へたのであるが、 くに改造を行はうといふのである。私は我國に於て著も此際穩かなものなりとも財産稅 Oあ るを認むる。 25 ふのは、 血 一)。所謂時代の要求に適ふた稅を認められ、 味の ある直接税としては そして一たび此に向つて人の注意を同けたならば、 少くとも當分は相續稅を動かさずしても可であり、又之を動かさぬのが穩當だとい J.J. 之を以て社會政策的意義ある稅と認め、且つ此に於て一層世曾政策的目的に適ふ 合如 此が其の外に、 偖て此相續税が しむるの切要なるを認むる。 îH ( \_ よつては、 今, に既存の 財産税は斷じて採られ。といふことに定まつてしまへば、 **叉寳際には其以上にも特に社會政策上の見地から高調せられ** . . • の租枕として、 財産の或度以上の大なものゝ役收といふことにも及び得る。 相續税に手を入れて、 そして此際之につきての人の注意を喚起す 此に於て時代要求に適する如くに改造を行 給付能力觀よりして支持され得ることは 其變改增徴を企圖するを適切と爲すもので 勢の赴 てか り出 ŀδ. Ų 此に於ける 之が改造によつて時 社會政 祉 カジ Š 曾政 出 の急 はうと 水る ふ風 かゞ 加

#### 1) 拙著、租稅研究第一卷, 285.

財産税に於けるとは異つて、

ちに其を主張するのではない。

Ø.

兎も角比別は由然、

社會政策上の意義あるものとして、獨り財政家のみならず、社會思想家

極端な疏嶽治をも行ひ易きものだといふことは覺悟しなくてはなら

が此税にては、夫の各財産に於て規則正しく年々繰返す所

措くとし、むしろ世の批評家が社會政策觀に偏重するの結果、 其一端は既に私の嘗て説ける所でもあつて、 會政策的に改造するの切要を感じつゝも、尙ほ却つて之を緩和する材料ともなるべきものを茲に 經濟政策上の見地を詳認する方が適切であると思ふにより、時代要求の命ずる所に從ひ此稅を祉 もの好題目となつて居り、其議論の方向は周知のことで、殊更ら多辯の要もなからうと思ふし、 一議論の要點は先づ其にて證されて居るから今暫らく 動もすれば看却せんごする傾ある

説かうと思ふ。

(註一)例之ペラフェルデスは、相續税でば社會政策的動機が最强く行はると。特に此にては財産及所得分配の大なる不公平を 緩和する識力が現はるしさいふて居る。

第 一段 相續税の經濟上の長短と其辯難

一相續稅の短所で其辯難

(A財産元本侵蝕の可能-――い相續稅は一 面より見れば、 相續人てふ被相續人とは全く別異な人

優かすものとはいふべからずともせらるゝが 格者への一の新しき收得又は所得に課せられるものといふべく、 相續財産を普通に取扱ふ所の態度から見て、彼等は之を通常の所得とは異り、 (註三)、併し他面、 随ふて其が財産元本を課し其を 個人主義觀よりするも、 財産元本として 相續 2)

カゞ

相續税の經濟政策觀

第十六名

(第五號

き

七三五

批著租税研究第一卷

<sup>3)</sup> **社**著租稅研究第

取 過大な財産元本を削り取らうともする所であり(註三)、特に又日本に特異なる家族制 扱つて居 り、特に社會政策上よりじては、此稅にて單なる所得を課稅しやうこいふのではなくて 度觀 よりす

いひ得る。 かくて相續稅は屢々其が財産元本を侵かすものこして非難せらるゝ(註四)。

少くとも其家督相續の場合には、相續税によりて家に屬する財産元本を侵すことゝなるとも

ば

(註11) ヘツケルは、 けたる且つ此によりて其給付能力の増加されたる箇人經濟の主體よりの秘であるこいひ、エーベルヒは、 が侵害されない。此の如きものが相綴により初めて増加され强められたさいふ。凡べて此等は相綴人の取得を見て立論して りては相綴は一の財産増加で、 税しないで財産を課税するから、 税されたる財産より徴收さる、税でなくして、むしろ受動的なる財産移轉で 和総税は凡べての税ご均しく、箇人經濟的權利主體まり排はれて、財産物體より排はれない。 多くの場合、 租税の經濟的原則に反すさいふ考は 無力である。 何さなれば納稅義務者たる相續人によ 其給付能力の増加を意味するからさ爲し、 相續財産の收得、其生産及營利方便の増加を受 陸名政治家は、 或經濟の根幹財産 相緻税は所得を課 此が既

(註III) プレーンは之につき、特に社會政策的の説は、大財産が社會上に好ましきものでなく、そして相續稅が本來、此の如き 財産な滅少することに向けらるべきものこいふ結果に向ふさいふて居る。

(鮭四)メステーブルは、和續税は、所得の上よりは資本又は蓄積されたる富の上に歸すさいふ大な經濟上の缺點 を有 す さい 得な課するものではない。隨ふて償値成形の爲めの蒜金を減少し、國民に其所得の流れ出る本たる源を弱むさいひ、フォツ あるさいひ 相綴税に對する非難の中で重きた成すは、國民經濟上より出發したもので、此が財産を侵すが故に有害さいかここで 相線税は、其高き額の爲めに財産の根幹を使する爲し、ムルハルトも、相線稅は常に資本を課するもので、所 ₹/ エールも、相續税の第二の特徴は、此が固有の且つ簋の財産税さいふこさである。此によりて資本が課税セ

- Heckel, Lehrbuch. I. S. 423. Eheberg, Fw. 9Aufl. S. 313. Staatsmann a D., Fw. S. 120.
- 6) Plehn, Public finance, 4ed, p. 208.

られ (此相戀稅が無主の時に課せらることに日を着けて、何人の財産もの資擔とならぬといふこと) 資本の持主が課せら れな v 何さなれば人が此税ない 財産が | 謂はメ無主さなつたこきに課す ゥ > ブ ろからさい 35 3/ が ッ 0) ふて居 /如きが

し要求を爲す。 傷けられないさいふ。 からは當つて居る。 此にては何人のこいふ其人が主であつて、財産其もの、預擔にはなるこ見るのが、 团 しより唯 'n シ M ·2° 其分解に際してどある。 'n 23 ッハは、之につき、 此故に此にては各人が其財産の負擔を受けない。 相續特権(税)は単に左なくさも規則正しく分配に來る所の遺 少くさも 無主の 何れの存在す 峙 の課税さ 3 產 Ļ١

**尙ほ諸多の學者は自説とせずして、** 經濟的性質で、 考察より 資本の上の税で、 其一さして經濟上には、 出發して、此税な財産の減少、財産根幹の減少さして爭ふさいひ、 人が此に於て財産又は資本課税を見ると爲し、 断ふて國富な! 此が資本及財産部か没取すさいふ非難を受けたさい 減少するこさに傾くさいふ理由で非難されたさい 唯此種の 非難が行はるさ爲す。 'n V 例之、 プ z v ヘツケル パ ヮ ッ グナーは、 ハは、 (I Ú, Q 相續特權 晋人は、 ゥ 此税に對する第二の主たる、 **=** ļ T. スト ル (税)が國民經濟上の根幹財 たは、 相續税に對す Įţ 相續税は主さして 人が、 國民經濟上 る二の 反對は 非

方に (ろ併し乍ら、 ごも(揺圧) て得 た 3 所得 相當に 相 續 0) ŕ 輕 稅 カジ ታነ Ļ٦ Ğ 高 ことな 稼ぎ出すことの出 いときには或は遂に財産元本の 出 一來る なれば、 水の ことも 普通の人一 あるま 侵蝕となることをも発れ 代の V 問 ح 思は Œ 被 相 ろ 續 ` 人叉は (建六)。 相 A 特 繒 7. U Ã đ 理 叉 らう 件 ίÌ あ 双 Ú ħ

點よりの懸念が外見上には重大であるこいか。

損害さなり、

此點にて根幹財産に對する課税と本質的に同一に働くこして見られなくてはならぬさいよ國民經濟上の觀点

考深き者

は

被

相

續人の立場さして、

其相續

Ã

Ø 納

酸を掛け

るこどにより

て

此所得に

j

豁

叢

相綴税の經濟政策觀

第十六卷

館

五號

る納税を了することを計るであらう。 むること うなる き税額だけ、 Ł 其が Щ 自 來て居らず又 身 生命

北

ħ.

6) 9)

Bastable, Public finance, 3ed, p. 591, Rau, Fw. 5 Aufl, II. S. 207, Murhard, Theorie und Politik der Besteurung. S. 247. Scheel, Ernschaftssteuer und 7) Erbrechtsreform, S. 22, 24, Vocke, Fw. S. 125, Umpfenbach, Fw. S. 373, Heckel, a. a. O. S. 423, West, Inheritance tax. p. 209. Eheberg, a. a. O. S. 311, Wagner, Fw. 2 Aufl, II. S. 590, Umpfenbach, a. a. O. S. 373.

義に於ける)の如きは頗る重き課稅を爲しても良きもの故、此に於て相續者をして元本を賣却す 拂へやうし、之を賣却しても其は國內人の所得にて買取り得やう。 たゞ遺産相續(日本の稅法の意 を侵すことなしといひ得る(註七)。普通人が普通の注意を拂へば人一代の間に所得中より産出 でなく、 濟むであらうが、假りに不注意によりてか又は避くべからすにか、筒々の場合に財産元本を賣却 の如くにして大抵は各人に屬したる叉は屬することゝなるべき財産元本を賣却するに至らずして ら出さるることが出來る。 所得にて借金を返濟することも出來る。斯くして財産元本其ものより稅が出されないで、 は不十分なりしだけでは、 くてはならぬことありとすれば、其は餘程の例外の場合といふて良い。大抵は元本を賣却せずして るものであるならば、全體上財産元本を侵さすと見て良い。斯くても倘ほ財産元本を侵すといはな れたことゝなつて、個人的に見れば或人の財産元本を侵しても、國民經濟全體よりいへば財産元本 して納税することがあつたとしても、其が相率ゐて外國人に向つて買手を求めざるを得ざるほご 優に國内に買手をも得る程度であるならば、其買手たる國內の何人かの所得で稅が 特に納税の宥恕又は猶豫などの制度があれば、尙更に之を助くる。か 相續人が一時、財産を擔保でして借入を爲して納税を濟まし、 所得か 其後の し得

**元本を賣らざるを得ざるほどの場合は全體上、そんなに多くはあるまいし、そして又其賣却さる** 

るに非れば税を拂ひ得ざるほごとならしむることも許し得べきであるが、此場合にも斯の如くに

一財産が其位のものは國内にて買手を見出し得やうし其だけでは、 國民所得より出されたといふを得る。 故に此税が財産元本を侵すものと概定 **矢張り全體上に於ては財産元** 

る程 地位を占むべ 度の税額を極度として税率を定むるの注意を爲すのが き家督相顧に於て、 むしろ之をして斯の如きものとならしめないやうに、 人一代中に、 普通人が普通の注意を以て其所得中より 大切である。 但 相顧の全體中、 し遺産相 續 O) 書積 最主要の 部に至 褀

つては其が右の度を超ゆること、なるの 5 其純個人的の ものたる性質上己むを得なからうし、

(註五)此税が財産元本侵蝕こなるや否やについては税の高さの外、色々の元素にかゝるが、其位は 又 全體上は 元本 侵蝕 な ご ゝい ふこと にならず して 濟まう と思ふ。

此税の高さが其中で最重要であ

之についてはヘツケル、コーン、 ホンメルスハイム等注意す。

(註7)ヘツケルは、此相續稅に於て、全く有害な、國民經濟的發證を妨ぐる所の資本破壞は假定するを得ぬ。何さなれば二の れまで頗る窄恕されたる財 産 所得の一〇・%税の追加的要求の存するに止まるここを示すさいふて居る。 税(相綴税)の給付の間に、通例人一代の時期が存するからこいひ、ロッツも、 一代の平均年齡の 三三・三年及 五%の利率の基礎に於ける所得の資本化の假定の下に 一六・六〇%の大な高さ二於ける遺産税にて 此が資本授收ではなくして、此

(B)營利資本縮小隨て營利生活壓迫の可能 (懿七)フェストは、資本が、 が必ずしも起らずさいふ。 與へられたる場合に税の源にして主體さなるここがあつても、之が爲め國密が減少せらるくこと 右にいふ如くにして偶々、 義務者が財産を賣却

て納税することが ある其場合に其財産が傳承の譬利事業に投ぜられ利用されつくあるものであ

黉

相續税の經濟政策觀

也 七三九

> 拙著租税研究第一卷 拙著租税研究第一卷 Heckel, a. a. Q. S West, l. c. p. 209. 卷3:9. 卷32: S. 423. Lotz, Fw. S. 10) 11) 12)

**<sup>1</sup>**3)

第十六卷

ときには、 當該營利事業を縮小せざるを得ざることゝなるの結果を生するといふ不利がある(註八)

れば、 尤も此は前にい 活動を擴張するを得る者を生することにもなり得るといふこともある。が兎も角一部のものに或 ことは他の税例之、營業税といふが如きものにも起り得ることである。加之、社會全體として見 一方に斯の如くにして資本を減少し營業を縮小するものゝあるときには、他方に其資本及 ふ所からも想像せらるゝ如く、 實際そんなに多く生することではなく、

囦 |難の生じ得ることは確かであり、其は此税の弱點といへばいひ得る。

として非難せらるゝ(註九)。特に其稅率の高きに於て一層此傾ありとせらるゝ(註一○)。 (C) (註八・ヘツケルは、吾人は相線税に對する二の非難に過ふ。其一さして此が生産方便を破壞し、盬ふて箇人經濟的活動を繼續 的に傷くるこさの非難ありこ為す。 動勉節約抑制の 可能 ―い此枕は又人の勤勉及節儉を抑へ又は少くとも之を進めざる傾あり 其は盖 し特

īfi 相續人としても其受くる所の財産が不勞にて得た所であり旁々、 Ł に被相續人の立場として人が、相續財産を残さなければ稅は課せられず、之を殘せば課せられ、 すれば相續財産なご残すまい、多くは残すまいなごゝいふことに考へ得るからであり(註一)。 かも其が大きければ大いほご絶對的のみならず相對的にも高い税を取らることいふときに、 動もすれば彼が其繼承した る財 動

産其ものを繼承したりとは考へないで、其中から稅を引いた殘りだけを繼承したりとの感を懷い

14) Heckel, a. a. O. S. 423.

相續税は夫の手々の税の如くには貯蓄にまでの刺戟を與へすさいひ、アレーンも、

。此税は明かに節約さ集積さ

(註九)ラツは、

はゐヽここの一は、資本の集穢を妨ぐるここ又は資本な浪費するここの其結果であつて、相續税は恰かも此の如き批評を受 を抑制し、鱧ふて資本の發達を縮少することによつて社會上破壞的なものであるといひ、スタンプも、 或税に對し最限々

くべきものさいひ、 ヒルブラウンは、此税が特権なき財産の集積を抑ゆるここしなるこいか。

(註一〇 バステープルは、 所の税額にかゝる。此税や十分高き點に置くこさによりて貯蓄の進行が、近世國家の最繁築なる魔でも止めらるゝこさゝ 國及時代の性質によりて頗る異つた限界があつて、 るであらう。 **此故に斯かる危険を避くる爲めに賦課率に於て相當の制限を考ふるこさが必要であるさいひ、ロッシャーは、** 如何に遙か辞害が實際生するかは富の集積が自動的さなる度合に係り、隨つて大に、其課せらる 其な超ゆることが義務の墮落したる争を生じ、之によりて勉强及貯蓄の

(註一一)ニッチは、人に其労働の結果を自由處分する權利を奪ふこミに於て、人は最有力なる箇八的自主權及生産の最強き刺 財産が、共衆族父は其の指定する相綴人に移さるくこさが、人類社會に資本を増加する爲めの主要條件たることは爭ふや得 観の一を破壊することを恐るゝさいひ~ ボーリコーも、單純なる經濟的觀察點即ち生產**財**進の見地よりいふこきは、 死者の

『力を大に弱めることしなるものであるさいふっ

「値成形を進むべき資本の集收及收得が之によりて刺戟を失はずして濟むべきやさいふて居る。 國窑の増加につき而かく重要なる貯器心が斯かる法律によりて傷けられ加之停止されずして濟むべきや、有要なる 常時の特主の死ぬ時までのみ國家より保證され、其後は一部國庫に歸すべき稅に於いて、國民の勤勉が傷けられずして濟む

ね。變入に其治動の結果を殘すここの見込叉は保證ほご貯蓄を刺戟するものなしさいひ、ムルハルトも、人民の財産が唯だ

人に於て題例租税により吸收されたる額を再び齎らさんさするの刺戟を缺くさいふここがいはるこ為し、 和續稅が自己の勞働により得られずして往々にして全く偶然に聯翩する財産の資擔さなるから。 七四 バステーブルも 相續

15)

Rauja, a. O. S. 207. Plehn, l. c. p. 209. Stamp, The fundamental principles of taxation. p. 1447-Hillebrown, The A. B. C. of taxation. p. 151. Bastable, l. c. p. 592. Roscher, Fw. 5 Aufl. l. S. 438. Nitti, Principes. p. 515. Beaulieu, Traité. 5 éd. l. p. 510. Murhard, a. a. O. S. 248.

1:

16) 17)

指

谽

(註一二)エーベルヒは、

相銜税の經濟政策觀

(第五號

九

(第五號 <u></u> 七四二

ての刺戟の鉄芝によつて、財産を滅少するここへなるこいふ非難ありこ為す。尚ほ之につきては租税研究第一卷三二六頁巻べてのものこ見なすここに導くさいひ、コツサも、租職資本の假令徐々さはいへ復舊にまで相搬人を動かすここを得る凡べ 收得の時に於て宮の與へられたる塊から一部を取去るこさが、新所有者をして稅の引去られたる殘高を以て管て存在した凡

(ろ併し他面からいふさ、夫の傾向は多分そんなに强くはなからうと考へらる。 さいふのは先づ

の為 は D> も知れぬけれごも、 被相續人から見て、税によりて相續財産の全部沒收ともならば或は之を殘すことをしなくなる ぬ情念の爲めに、一層多くを殘さうと思つて勤勉節儉を爲すことへなり得る。却て此稅あ |めに又は日本なれば家の爲めに又は更らに多く殘すこと自身に於いての名譽欲又は止むに止 さうでなく單に其一定割合だけを取るに止まるといふ以上は、彼は其愛人

為めに 我也とまで觀念することが出來るならば、全相續財産を取られたとしても倘相當に勤儉を勵んで 叉若も彼に真に國を愛すること自己や自己の愛人を愛する以上であることが出來、國家を以て大 其を出來るだけ埋合さうとして勤勉節儉に一層の刺戟を受くることゝさへなり得る(註1三)

**ざいふ程のことはあるまい。或は又人が愛人に多く殘し得といふことがなくては懸命に努めぬ** 巳まぬであらう。况や税によりて其一部を取るに止まるといふに於て、之が爲めに其勤儉を鈍

יבע

といふこどもあり得る(註1四)尤も斯かる工合に愛人のこどを考へることを普通人に望むことは

ふけれざも、考べやうによつては、あまり多く愛人に發すことは、却つて其愛人の爲

Eheberg, a. a. O. S. 311. Bastable, l. c. p. 18)

人は唯譯もなく愛人に多くを殘すことに重きを置くでもあらう。其にしても稅が掛かつても其が 或は無理かも知れない。又張烈なる愛國心を多くの人に期するのも無理であらう。そして多くの

て別に財産を持つて居たとしても相欖により無努力にして或ものを得たときは、 氣が弛み、 多くは非獨立の倚屬者であつたものが今相續によつて或財産の持主となつたとき、 を出來るだけ少でも多くしやうと思つて努力するであらう。更らに相續人の立場に於て彼が從 全相續財産を取らずして單に一定部を取るに止まる以上は、人々は矢張り其愛人に殘し得るもの むしろ多少の浪費をも為し兼ねまじき傾をもつ(註一五)。此際に當り相續稅を取らるゝ 彼は動もすれば 又從來よりし

意氣を阻喪さるゝこととはなるまい。 相當に發達した文明國民なれば大體之が爲めに却つて努力節約を刺戟せられ、少くとも大して其 ざの被相續八として負ふべき相續稅の準備を完ふする爲めにも一層の勤勉節約を爲すことゝなら ときに、其が幾らか彼の反省を促がすここへなり、其時に於ける相續稅を拂ふ爲めにも、 しめやう。 勿論其は相續人たる國民の性質にも依ることで一概に然りとはいへないが(註一之)併し 要するに此見地に於ては相續財産の全部を取らぬことが必

(註一Ⅲ)タグナーは、相續税はむしる増加する貯器に進めらる、。何さなれば被相續人卽ち家長が其貯蓄勢力によつて相氮稅 額の補償を眼中に置くからさいひ、ウエストト、此舵が動勉き節飽さを阻喪すべしさいふ非難は殆んご或他の税に於けるよ /少く此に當る。死は通例鑑か遠き將來の出來事に見らるゝ。そして人心の中には著しき地位を占めない。若も人が其相續

要で然らざる以上は憂ふるはごのことは、まづなからうと思ふ。

第十六卷 (第五號

第十六卷

は奢侈的支出の制限せらるいこ こさ少しさいひつ で 恐らくはむしろ増加さるしであらう。 |財産な鬱積する意向な有つなれば、彼の盡力は其貯蓄の一叉は二%が國家に行くこさの考によつて滅少さ N カーも、 **穏かなる相續税は資本成形を妨げずき為し、** いふ偶々生する影響を擧ぐ 相綴稔は所得税よりも勤勉を阻止するここ少く、財産稅よりも節倹を阻止す þ ツツは、高き세續税に於て、 任意なる使用で z

# (註一四)之についてはカー

(註一五) プアイフアーは、 プアウも、 各人は少くさも相続財産の一部な其娛樂の爲めに支出するこさに倒さ、 偶然利得は通例甘く得られたものさして寝費さるゝさいふて居る。 左なくこも而かく豫期せさる財産の流入は決して一 ・オーギーが巧みにいふて居る。 般に良く利強さるゝこは限らない。 之によつて一様に資本の破壊が生ずさいひと

机纜税なく

く無しとはいへない (D) 税の性質にかへらずさ注意して居る。(註一六)コツサは、國際に拂はるへ資本を再び生産する可能は、相綴人の精神的及道義的の性質、 資本國外驅 逐の 可能 或は 此稅 あ n は、 資本を國外に驅逐すとの非難もあ 其方便及慣習に係つて、 り得る。 此 ક 全 租

國共、 とい ふのなれば、 可なり高き相續税をもつときに、 人々は先づ在來の住み慣れた國に定住し、 ڔ 特に他國に比 U 此弊の生ずると 餘り ٤ 高 U ときには  $\bar{V}$ 、ふ恐は 其に財産を置くことを以て生活の 層起り得る所では 餘程少 他 より àЭ ß る 少々 から 位 仐 白 0) 各 割

安易及財産の安全の為めに選ぶべしとするであらう。 二相續税の (A努力不抑制 長所 相續は少くとも相續人の純箇人的見地より見れば、

Wagner, a. a. O. S. 590. West, l. c. p. 212. Walcker, Fw. S. a. O. S. 563. 19)

の不勞收得で經濟上特

抓著租税研究第一卷 297. Pfeifier, Staatsennahmen, H. S. 326. Pfau, Industriepolitische Gesichtspu-20) 21) nkte in der Besteherung. S. 54.

<sup>22)</sup> Cossa, a. a. O. S. 102. 23) West, l. c. p. 212.

擬 相縁税の經濟政策観

第十六卷

(第五號

Ξ

七四五

することゝならぬ傾がある(註一七)。 又其は或度までは宥恕猶豫規定によりて救済され得る所でもある(註一九)。 論被相續人の不注意等の爲めに、 く、年々干渉するのでもなく、隨ふて營利生活を壓迫すること少しといふ長所をもつ(註一八)。 の結果を取らるゝと異るから、 の努力の結果を課税するの故に、多少其努力を鈍らすことがないとはいはぬが、 に宥恕を要するものでない。 (1)營業不干涉 Ç, (註一八)ポンメルスハイムは、相線税は通例、營利過程に干渉せず、隨ふて經濟生活を不良させざるの故に目的に適ふさいふ し營業を縮少しなくてはならぬことも生じ得るが、 (**註一七)**ロツシャーは、相纜税が非常に稀に、勞働によりて得られたる財産増價を課稅するさいふ事間もが、 えない。 <u>ふ</u>加 **作し普通の所得や收益を所得税や收** くとして、 彼が次ぎの相續に於ける被相續人の立場のことまで考へて努力の鈍ることもあり得 此が相續人の立場にある者の努力を抑ゆることは少い。 相續就は大體、 之が課税の爲めに、 其の爲めに努力を鈍るといふことは比較的に少い。 相續人が納稅の為めに財産、 此は此枕の長所である。 普通の所得税や收益税の如く營利事業に直接干渉すること少 一盆税にて取らるゝ場合の如く、 經濟上むしろ保護すべきの價値ある努力を抑制 其はむしろ全體上例外を見ることが出 尤も此稅の存在が他方に、 随ふて營業の基礎となるものを賣 現實に於ける自身の努力 此にても全くな 其方の辯駁 **此税を勘めしむ** 被相續 丞 は స్త ح 前

S<sub>c</sub>

は

(:

Roscher, a. a. O. S. 435.

却

Hommelsheim, Erbschaftsabgabe. S. 13-4. **2**5)

(註一九) ポルメルスハイ 經營の繼續が相續税の爲め困難させらるゝだけでは、納稅猶豫及分割支拂の許與によつて救済

# 第二段 相續税の構造に於ける經濟政策上の考慮

(一其消極的考慮 及ばぬ。 ぬことは1.其税率を定むるにつき相續財産の全額沒收とならぬやうに爲すこと、2及特に日本 拂ひ得 家督相續の如き主要な相續にては、 る度の税額を極度とすることである。 たゞ併 し此は單に經濟上の考慮であつて、別に此稅に關しては社會政策上の考慮も 上記相續稅の非難よりして、其構造につき經濟上、 普通人が 此は 一普通の注意を以て其一代中に、 上記の 説明により て明かなことで重ねて説 當然考慮しなくては 其所得中の蓄積にて ある くに なら Ó

多少制限を加ふる必要を生することなしとはせぬ。併し其にしても經濟上よりしての考慮も亦相 ので、其との調 和をつけるにつき、 

當に顧みられなくてはならぬものである。

二其積極的考慮 財産税とに分ち、そして其後者に於て其財産の塊の中に就きて被相續人が其先代より繼承 構造上に考慮するならば、 --A處で更らに進んで積極的に各人の勤勉及節約を進めるが 其には相續 税を固有の相續税卽ち相續財産取得稅と、 加 **遺産枕即** き政策を此税 Ù ţ た價 柏

26) Hommelsheim, ebenda. S. 14,

値と、彼自ら一代に確した分とを區分し、前者に後者よりも重き率を課することうしてほ 勿論、 其被相續人が其一代に何等增産せず、又はむしろ減産したときには、 何うか 其人の

相續財産には單に重き方の率のみを適用すべきである(註10)。

(註二〇)私の此案はリゲナノーの案から思ひ若いたのであり、之を變形した所である。そしてリゲナノーの原案は左の如くで 公平に導くさいふ二重の効能が有つものである。彼の主たる考は相續税を時代累進さすることで、和續によりて課稅財産が さ、生産を抑ゆるこさなしに、一代より他代に相綴せらるく富の無限に移るこさを妨ぐるこさによりて、所得の一層大なる ある。卽ち彼の案は生産努力奨勵の生産政策上の目的さ、宮の集積を妨ぐる社會政策上の目的こを兼れたもので、詳くいふ

人の手を鰹ゆる度數に應じて税率を増加するのである。例之、甲が其自ら積み累れたる財産を乙に殘すこき、原始的の稅を

上の必要によりて變化し得るが、大體の仕組は以上の如くである。 に定めるに及ばす。實際には其稅率及財產の最後の吸收前に經過すべき時の長さは、其課稅國の經濟及社會的狀態、及財政 **た經たる後には、富の集積の全部が國に吸收さるヽこさヽなる。元も此全部败收し諡さるヽまでの長さは必ずしも斯く一概** たる財産の殘の全部をさり、乙より出てたるもの、三分二を、丙より積まれたるもの、三分一をさる。斯くて二人の相續者 其財産の三分一さすれば、吹ぎに乙が其死亡に際し、甲より受たる財産さ彼自ら積みたる財産さん丙に殘すさきは、此場合 の税は甲より受たる財産の三分二を取り、乙の積みたる財産の三分一をさる。更らに丙の死亡に際しては税は、甲より出で

(B)此方法には確かに、紀濟上の利益がある。之により現相續に於ける被相續人が此事あるを豫

れば彼の存生中に増した分は幾ら多くなつても、先代より受けたものと區別して輕率を課せらる 力を爲して相續財産を大くすると、 想して、其生存中に一層勤勉 し節約を爲すことゝなる。 為めに全體の相續財産が高率を課せられるのに、 普通の相續稅であれば彼が**折角**大なる**努** 此方法によ

相續税の經濟政策觀

(第五號

Į.

七門七

Robinson, Public finance. p. 86-7.

る ^ こと^なる(註二)。此によりて相續稅が動もすれば被相續人の勤勉節約を抑制すといふの缺欺 から、 彼の努力甲斐があるといふことになり、且つは先代より受けたものには重き率の課せら 後繼者に多く殘さつと思へば、自ら一層努力する必要もあるので、其努力を刺戟さる

r

餘程綴めるを得ることにもなる。

(武二))ロビンソンは、リグナノーの案を評して、新制度の下には相続する人は彼自ら宮を集積するこさに一層大な欲念を存 なる事であるさいふて居るが、其は私の案にも當る。せられ、相續財産に依頼する可能を減ずるこさによりて、新しき富を蓄積するこさの刺戟を或階級の爲めに増加するこさにせられ、相續財産に依頼する可能を減することによりて、新しき富を蓄積することの刺戟を或階級の爲めに増加することに 在する宮の古き梨秸の上に、頗る重く課せられ、そして所得の現在の不公平に對應するのに、此が新しき富の上には輕く課 丽も彼の顔す所の類が全體さして彼の和鏡財産に於ける税率を増加しない爲めである。——此案の大な利益は、此が既に存 つであらう。其は彼が其前に祖統したる常の小部分のみな後機者に移し得る爲めに又は全く其何ものなも移し得ざる爲めに、

富を輕課するとしても、別に先代より繼承したものを重課することがあり、そして別に又相續財産 取 富の集績を促して、社會上不都合ではないかといふことである。倂し此方法により一代に增 のはゐる。1第一には此が爲めに生産政策上には有利になつても、恰かも其爲めに富の增加を勸 (得税があつて、大財産には相當に重い課税が行ほれやうから、全體上大して富の過大なる偏重叉 した

(ろ併し此案に弱點がないきはいへない。何れも相當辯護は出來るが、兎に角多少顧慮すべきも)

d

集積を生するほごゝはなるまい。此れ位の程度のことで生する財産増加はむしろ全額上認むべ

實は被相續人に代つて納稅せしむる趣旨のもので、 代より承やうが、先々代より出でやうが別に給付能力に差別はないといはなくてはならね。けれ が望ましく、 に於て無能者相次ぐが如き場合には、舊家が益々比較的に重く課せられて其衰滅をも來たす。 のを此機會に捕捉しやうといふ意味もある。 ども此に問題となって居るのは遺産税であり、 のは緑意味でないかどいよ事難が起り待る。如何にも相續人より見れば、其收得する相報財産が先 きものといふのが適當である。2或は給付能力の見地より、相續財産を二分して稅率を區別する ş の如きは家族制の維持上不得策といふこともいひ得る。 として、舊家たる財産家に於て、新進の家に於けるよりも重く課せらるゝことゝなり、特に舊家 るゝことを至當とする能力上の説明はつき得る(註三)。3更に家族制の見地より、 ことを彼より出すよりも一層重き苦痛と感じ、隨ふて此に於ては彼に於けるよりも輕率を課せら して得たものよりも、 るが、少くとも一部叉は一大部は彼自らの力に依る)の方を一層惜しいと考へ、此より税を出す 其までも保護する譯には往かぬ。 急劇に基衰亡するのは避けなくてはならぬが、併し其主人に無能者相次ぐ場合の如 彼自らの努力により得たもの 能力者が無能者に代つて頭を出すのは避くべ そこで此被相續人より見れば、 此税は形式上は相續人が義務者となるとしても、 被相續人が存生中に動もすれば捕捉を発れた (勿論中に一部は、 如何にも舊家を出來るだけ保持すること 社會の力による分子もあ 彼が先代より無為に 此課税の結果 からざること 此

氚

ある。 で が盛となりて他の特定の家が衰へ、つまり或特定の家のみが永く常に盛んではないと 何處かに存續してたる。そして無能者の家は衰へても他方に有能者の家が興り、 家が衰へても、 べきことであり、又むしろ奨むべきことでもある。又見樣によりては、舊家にして無能者の所の でもあり、 續繁榮を期するのかも知れない。 目的と、 私の上記の案ではいけない。むしろデウィツッに出て居るやうな相續増價稅の方が適 であつて、感心は出來ないが、倂し又其も一箇の説として、其に都合良くしやうこするならば、 しも壊れはせぬ。 り外はないことゝなる。4)更に此課稅に技術上の面倒がある。 社會全體の家は矢張り存續し其中の何れかが繁榮して居る。 此課稅法に見る程度の差等課稅の為めに無能者の出た舊家が多少不利となるとも其は恕す 併し其は私の案の如くに經濟政策上の目的には適はない。そこで問題は此經濟政策上の 所謂家族制度上の目的 叉公平なることでもあり、更らに其により新陳代謝して社會に生氣を與よる所以でも 其は有産者として衰へたまでゞ、名義上の家は失張り全滅したのでなく、 併し所謂家族制度を暄しくいふ人は左様な意味ではなくて、 (其には不公平をも伴ふが)と何れか重きといふことで決するよ **併し其れであると今日の時代思潮からいへば隨分不公平な偏見** 即ち夫の差別課税するについての 家族制度は全體として見れば少 特定の古き家の存 卽ち或特定の家 切で ٠, ል †= 祉會の ある

ij

課税標準の計算が多少面倒である(註三四)けれごも其ほごの面倒は此は何稅に限らず避くべからざ

る所であるとして辛抱しなくてはならぬ(註二五)。 特に物 價 O)變化に より て課税 L 疑 問 ž 生 す

る。 Ŋ 所詮貨 例 ż 先代 幣 價值 より 繼承 7 計ることに L 12 る財産と なる カゞ ŀγ æ, £, 伆 價 が二の 其 を財産の 相 續 内容た 0 間 ( -非常 B 10 K 腦 0 物體 3 場 合 に依 0) るこ 如 きには、 とは 出 賃 來

る。 斟酌することゝしなくてはならぬが、 は先代繼承 之を斟酌す Ù 來 á 向 カコ Ü 何 「増産し うか <del>ነ</del>ኝ ない O) 場合に 問 題で 倂 ある。 b し其處まで精密に行はず、 貨幣 精密に 慣 値 の上 Ö 12 ば豫 カ B め は 物價指數を記錄して之により 增 凡べて一切、 産し たこと 罪に貨幣價値 へなつて現 12 る

(註二二))リグナノーも次のここを示して居る、或人が富を相續したとして、彼が彼自ら集積したものには、彼が先代より たさ同 一額よりも一層大な價値を有つさ示して居る。

相續

之も稅法としては增價稅に先例のある所である。

標準にのみ從ふとしても良い。

(註二三)デワイツは、 税の缺點が排除せらるさいふて居る 此税によりて、 夫の相癥稅(普通の)が、 非常に古き時以來相繼し來つた財産を斷へす縮少すさい 、ふ相

(註二四)ロビンソンは、 私のにも當る。 此種の新税(リグナノー ・の案)の行政には確かに大なる技術上の困難あるべしさ注意して居る。 が其は

(註二五)ロビンソンは併し更らに附記して居る曰く、

が減せらるべく

他方には相織財産の處理についての相續人の權利が、

鸙

甇

相極税の經濟政策觀

いさ 32)叢されなくてはならぬ。併し必然此税に、つ定義されなくてはならぬ。 他の大なる直接税の或ものよりも一層多くの困難ありさ考へる明な理由はな

(第五號 乜 七五

第十六卷

或度までは此税にて相續財産の最小額を免税さすることによりて此困難

其不當なる逋脱な防ぐ爲めに、嚴格に制限され且

<sup>29)</sup> Robinson, l. c. p. 88. Dewitz, Erbzuwachsstener als Besitzs'euer. S. 46. Robinson, I. c. p. 88. 30)

<sup>31)</sup> 32) Robinson, I. c. p. 88.

(第五號

<u>-</u>0

七五二

結

論

以上要之、相續稅には、經濟上より見て財産元本侵蝕、勤勉節約抑制等の弱點があるが、別に

取得税の外に遺産税を設けて、此にて被相續人の一代に積みたるものを其先代より受けたるもの ことが出來る。そして尙其上にも之をして積極的に經濟の進步に貢献せしめやうこするのには、 若干の長所もあり、そして其弱欺も大體辯解が出來、特に課稅法の構造によりて之を大體避くる よりも輕課することの試みが適切であらうと思ふ。